

## 保育士試験受験者支援事業

### 1 事業の目的

保育士試験受験者支援事業は、保育士試験（国家戦略特別区域限定保育士試験を含む。以下同じ。）を受けて保育士になろうとする者に対して、実施主体が行う講座に係る費用を補助することで、保育士試験の合格者数を増加させることにより、保育士の新規確保を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

実施主体は、単独又は共同により保育士試験の筆記試験又は実技試験の試験科目に係る講座を直接又は委託により実施するものとする。

### 3 講座の対象者

本事業による講座の対象者は、保育士試験を受験する予定の者で概ね以下のとおりとし、実施主体が定めるものとする。

- (1) 保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設等に勤務する保育士以外の者
- (2) 児童福祉関係施設、事業所に勤務する保育士以外の者
- (3) 保育士資格取得後に保育施設で勤務する予定の者

### 4 対象経費

講座実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料とする。なお、複数の市町村により共同実施する場合には、対象経費を各市町村の講座定員で按分する等合理的な方法により算出するものとする。

### 5 その他

- (1) 受講者は、他の保育士試験の講座費用に係る補助金や助成金を併給することはできない。
- (2) 受講者は、保育士試験受験後に結果を実施主体に報告すること。実施主体は、受講者の受験結果を取りまとめ、事業実施年度の翌年度分までを第1号様式により県に報告すること。
- (3) 受講者が、自己の都合により保育士試験を受験しなかった場合、実施主体は、原則として当該受講者を以後の講座の対象外とすること。
- (4) 講座に係る費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び宿泊費等については、受講者が負担するものとする。